

## 益田市過疎地域持続的発展計画（案）に関する パブリックコメントの実施について

益田市では、令和8年度から令和12年度までの過疎対策の指針となる益田市過疎地域持続的発展計画（案）の策定作業を行っています。

この度、広く市民の意見を募集するために、下記のとおりパブリックコメントを実施することとします。

### 記

#### 1. 計画（案）の概要

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年法律第19号）に基づき、策定を行おうとするもの。

過疎対策事業に対する各種財政措置を受けるためには、方針・計画を策定することが必要とされている。

記載事項については、「島根県過疎地域持続的発展方針」（令和7年11月策定）との整合性を保つため、島根県との協議を行った上で取りまとめを行っている。

#### 2. 計画（案）及び意見提出様式の公表

益田市役所本庁（政策企画課）

美都・匹見地域総務課

公民館

市公式ウェブサイト

#### 3. 意見の提出方法等

提出方法 所定の意見提出様式により持参、郵送、メールのいずれかで提出  
提出先 〒698-8650 益田市常盤町1番1号

益田市役所政策企画局政策企画課

seisaku@city.masuda.lg.jp

提出期間 令和8年2月10日（火）から3月1日（日）まで

以上